

令和 5 年 5 月 1 日

保護者 様

宇部市立神原中学校
校長 岡 田 浩 典

5 月 8 日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

緑風の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、5 月 8 日から感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、本校においては、下記のとおり対応することとしますので、保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

記

■ 健康観察等について

- ▶ ご家庭での健康観察に引き続きご協力ください。
- ▶ 毎朝の検温及び健康観察カードの提出等の感染対策は、不要です。
- ▶ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、無理をして登校させず、受診をお願いします。

■ 生徒本人の感染が確認された場合

- ▶ 出席停止の扱いとなりますので学校までご連絡ください。
- ▶ 期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」となっております。
- ▶ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症への感染や、出席停止の期間を経ての登校に当たって、学校に医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を提出する必要はありません。

■ 濃厚接触者の取扱いについて

- ▶ 従前であれば濃厚接触者としての特定がされていた場合でも、感染が確認されていない生徒等については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

■ その他

- ▶ 感染者が発生した場合の保護者向け情報提供は、5 月 8 日以降行いません。